

「安全安心まちづくり市民ひろば」にご参加ください！

市では月に1回程度、防犯、交通、消防、町会・自治会、PTA関係者などさまざまな方が集まって、「安全で安心して生活できるまちづくり」について、話し合いや情報交換をしています。

また、会議終了後には、開催場所周辺の防犯パトロールも行なっています。市内在住・在勤の方でしたらどなたでも参加できますので、興味のある方は、ぜひご連絡ください。

場所わかぎり会館集会室
問合せ 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎551・1691



消火器へのイタズラは犯罪です！

市では、初期消火に活用していただくために、市内各所に街頭消火器を設置しています。この消火器へのイタズラが、市内全域で大変多く発生しています。イタズラされる消火器の数が多すぎるため、予備の消火器の設置もままならない状況です。

もしも、街頭の消火器がイタズラされているのを発見した場合は、警察並びに市役所安全安心まちづくり課防災係まで通報してください。

官公署だより

春の火災予防運動

3月1日(火)から7日(月)まで



住宅用火災警報器の設置義務化から、間もなく一年がたちます。設置がお済みでない方は、早急に設置をお願いします。

また、すでに設置がお済みの方は、月に一度、点検やお手入れをしましょう。

立川防災館 3月のイベント案内

Table with 5 columns: 測定場所, 熊川1571番地誘導灯付近, 福生市役所屋上, 平成23年1月, 前年同月比. Rows include 飛行総数, 昼間, 夕刻, 夜間, 最高音圧レベル.

年金だより

■ご存じですか?国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

■国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～追納をおすすめします!～

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納の申込みは年金事務所へお願いします。

問合せ 青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

■第3号被保険者の届出

第2号被保険者(厚生年金保険や共済組合に加入している方)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。

ただし、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担するので、自分で納める必要はありません。

第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したとき、住所に変更があったときにも届出が必要です。

配偶者である第2号被保険者が会社を退職したときや扶養から外れたときには、第3号被保険者から第1号被保険者への変更となり、届出が必要です。

本人(第3号被保険者)の住所が変わったときには、配偶者の勤務先へ届出が必要になります。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

◆防災クイズ
日時 3月5日(土)・6日(日)開館時間中
内容 館内の掲示物を見てクイズに答えよう。正解者には記念品をプレゼントします。

◆祝進級進学オリジナル下敷きプレゼント
日時 3月25日(金)・27日(日)午前9時～正午ごろ
対象 新小学1～6年生まで

◆自動車税住所変更届の電子申請をご利用ください
転居等により住所を変更

◆新米パパママの応急手当講習会
日時 3月12日(土)午前10時～11時ごろ
対象 1歳未満の初めてのお子さんを持つお父さん、お母さん※10組(要予約)

◆自動車税の登録変更はお済みですか?
自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

詳しくは、主税局ホームページ (http://www.tax.metro.tokyo.jp/) をご覧ください。